

主 文

被告人を懲役12年に処する。

未決勾留日数中600日をもその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、

第1【令和5年12月4日付け追起訴状記載の公訴事実（以下「第2子事件」という。）】

- 1 令和4年6月2日午後4時7分頃から同日午後5時14分頃までの間に、栃木県小山市（住所省略）a（アパート名）b号室当時の被告人方居室内において、自己が直前に同所で出産した女児（以下「第2子」という。）に対し、殺意をもって、その頸部を両手で締め付け、よって、その頃、同所において、第2子を死亡させて殺害した。
- 2 同日午後5時40分頃から同日午後7時44分頃までの間に、ゴミ袋に入れた第2子の死体を前記被告人方居室内から同市（住所省略）民家敷地内まで運んだ上、同所に投棄し、もって死体を遺棄した。

第2【令和5年9月1日付け起訴状記載の公訴事実（以下「第3子事件」という。）】

- 1 令和5年7月17日午前零時頃から同日午前1時57分頃までの間に、前記第1の1のa東側駐車場において、自己が直前に同所で出産した男児（以下「第3子」という。）に対し、殺意をもって、その頸部を両手で締め付け、さらに、その頭部を地面に複数回打ち付け、よって、その頃、同所において、第3子を頭蓋内損傷により死亡させて殺害した。
- 2 同日午前1時57分頃から同日午前1時58分頃までの間に、ゴミ袋に入れた第3子の死体を前記駐車場から前記第1の2の民家敷地内まで運んだ上、同所に投棄し、もって死体を遺棄した。

(事実認定の補足説明)

- 1 本件の争点等

被告人は、平成30年頃、当時勤務していた会社でAと知り合い、平成31年頃に交際を開始したが、令和2年11月、Aに内緒で、Aとの間の第1子を出産して、特別養子縁組に応じ、その後、後述のとおり、Aに内緒で、Aとの間の第2子、第3子を順次妊娠、出産した。

本件の争点は、①被告人が第3子を殺害したか、②被告人が第2子を殺害してその死体を遺棄したか、③本件各犯行時、被告人が完全責任能力であったか心神耗弱の疑いが残るか、である。

## 2 第3子事件について（争点①）

(1) 被告人は、令和5年7月17日の深夜、当時の被告人方アパートの駐車場で、一人で第3子を出産し、第3子は、間もなくその場で死亡したところ、司法解剖の結果によれば、死因は頭蓋内損傷であり、頭蓋内には広範囲な皮下血腫、頭蓋骨骨折、広範囲な外傷性クモ膜下出血等があった。これらの損傷だけからでも、その場にいた被告人が第3子の頭部を複数回にわたり地面に打ち付けるなどして殺害したことがうかがわれる。

そして、被告人は、逮捕当日（令和5年7月23日）の逮捕前に行われた取調べにおいて、第3子の首を絞めたり頭を駐車場のコンクリートに何度も打ち付けるなどして殺した旨供述している。この被告人の捜査供述は、上記のような第3子の頭部の損傷状況や第3子の首に複数の表皮剥脱があることと一致する上、取調べに当たった警察官からの誘導なく述べられたもので、取調べの場で急に思い付いたものとはいい難い、具体的なものでもあり、信用できる。

(2) これに対し、被告人は、当公判廷では、出産後第3子を抱き上げたが、貧血で意識を失い、気が付くと、第3子が地面に落ちて死んでいた旨供述する。しかし、この被告人の公判供述は、第3子の頭部等の損傷状況と整合しない上、仮にこれが本当であれば、取調べでわざわざ第3子を殺したなどと自分の罪を大きくするうそを言う必要はないから、信用できない。

(3) 以上によれば、被告人が第3子を殺害したと認定できる。

### 3 第2子事件について（争点②）

#### (1) 被告人の捜査供述について

##### ア 供述要旨等

被告人は、令和4年6月2日（事件当日）、当時の居室内で、一人で第2子を出産し、第2子は間もなくその場で死亡し、現在までその死体は発見されていない。この点に関し、被告人は、捜査段階において、第2子を妊娠・出産してから殺害を決意するまでの心境について供述した上で、事件当日の午後4時7分頃から午後5時14分頃までの間に、居室内で第2子の首を絞めて殺害し、午後5時40分頃から午後7時44分頃までの間に、その死体をゴミ袋に入れて自宅近くの草むらに置いてきた旨供述するが、この供述は、以下の理由で十分信用できる。

##### イ 客観的状況との整合

被告人の捜査供述は、客観的状況とよく整合している。

すなわち、①被告人は、事件当日の午後4時36分頃、「首を絞めた場合何分くらいで人は死ぬのですか？」などの質問が記載されたウェブページを、午後8時23分頃から翌日の午前2時39分頃にかけては、出産した赤子を放置して死亡させ遺棄した事件の刑事裁判に関するウェブページ、22年前に採取された赤子の胎盤血を最新の鑑定技術で鑑定した結果、犯人が特定されたことが記載されたウェブページ、重いゴミ袋を開けてみる可能性があるかという質問が記載されたウェブページ等を、順次閲覧している。こうした被告人の行動は、第2子を殺害した後やその死体を草むらに置いた後になって、自分がした行為の評価やその発覚の可能性等が気になり、関連事項を検索したものとして、捜査供述と整合し、これを裏付けている。

②被告人は、事件翌日、勤務先から帰宅する際、第2子を遺棄したと供述した場所に、わざわざ遠回りをして立ち寄っている。この被告人の行動は、遺棄した第2子がどうなっているかを気にするものとして、捜査供述と整合し、これを裏付けている。

③被告人は、令和4年7月、Aに対し、同僚のBが生まれた子の首を絞めて殺害

し、ゴミ袋に入れて捨てたという内容虚偽の話をしたと認められる。この被告人の言動は、自分が第2子を殺害して遺棄したことを同僚の話としてAに打ち明け、その反応を探ろうとしたものとして、捜査供述と整合し、これを裏付けている。

④被告人は、同僚のCに対し、事件当日の午後3時54分頃に、子が生まれたことを報告するとともに、自分では育てることができない旨の心境を吐露したメッセージを送信したが、午後5時34分頃には、生まれた子は信頼できる友人に預けて手放したかのような内容虚偽のメッセージを送信し、Aに対しては、午後5時14分頃に、2時間残業する旨の内容虚偽のメッセージを送信し、午後5時40分頃から午後7時44分頃までの間は誰ともメッセージのやり取りをしていない。このような被告人のメッセージの内容や送信状況は、捜査供述にある被告人の心境や時間経過等に整合する。

⑤出産直後の第2子の動画を見た医師は、第2子が健康な成熟児で、きちんと世話をしていれば亡くなることはないと思う旨述べているところ、被告人が第2子を殺害したとの捜査供述と整合する（もっとも、第2子がエアコンによる低体温や窒息で死亡した可能性を否定するものでもない。）。

#### ウ 供述内容の具体性等

被告人の捜査供述は、その内容が具体的かつ迫真的で、リアルである。すなわち、第2子を妊娠してから出産するまで、出産してから殺害を決意するまでの被告人の感情の揺れ動き、迷い等が非常にリアルに述べられているし、殺害時の状況についても、第2子をかわいいと感じながらも殺すしかないのかと葛藤し、大きな声で「本当にやらなきゃいけないの」などと言った、殺害を決意すると赤ちゃんが自分を責めるように大きな声で泣き出した、顔を見ながらでは殺害できないと思って目を閉じたなどと、作り話とは到底考えられない、内容の濃い話をしており、実際に経験したことを記憶のとおり話していると考えられる。

#### エ 取調べ状況

被告人は、令和5年8月2日の検察官の取調べで、第2子の殺害及び死体遺棄を

認めるに至ったが、その取調べの状況をみると、検察官の追及に対し、被告人は、当初「言えません」などと答えていたが、検察官から「今更何言われても、どん引きしたりだとか、何この人なんて思ったりしないから、あなたの心だけにとどめている、迷い、悩み、一緒に考えさせてほしいんですけど。」などと言われるに及び、堰を切ったかのように、第2子を出産して殺害したこと等を供述するに至っている。被告人において、当初の検察官の追及によって周囲に迷惑を掛けたくないとの心境になった可能性はあるものの、基本的には、検察官の被告人の心情に寄り添う発言に接し、心を開いて真実を述べるに至ったものと認められ、検察官の追及に恐怖しあきらめて内容虚偽の自白をしたとは考え難い。

#### オ 小括

以上によれば、被告人の捜査供述は十分信用できる。

#### カ 弁護人の主張について

弁護人は、①第2子の殺害後に被告人が呆然としていた時間や出産による血の掃除にかかった時間を踏まえると、自白調書間に矛盾が生じる、②軽度知的障害によって短絡的な思考を持つ被告人が死体遺棄の時間を計算し、Aに残業なので連絡がつかないというアリバイ工作をすることはできない、③第2子事件で使用されたダウンジャケットが2種類あることについて供述調書等に記載がないなどと指摘し、被告人の捜査供述は信用できないと主張する。

しかし、①は、掃除に60分くらいかかったという被告人の公判供述や被告人が1時間以上呆然と座っていたとの弁護人のイメージを前提に矛盾を指摘するものにすぎない。また、被告人が第2子の殺害後に呆然としたり掃除したりしていたとしても、捜査供述に係る時間経過はおかしくない。②は、被告人がAに2時間残業と伝えたのは、死体遺棄に要する時間を計算した上での巧妙なアリバイ工作ではなく、通常のリフレッシュ時間を基に、その場しのぎのうそをつき、死体遺棄の時間を稼ごうとしたものといえ、被告人がこの程度のうそをつくことは十分可能と考えられる。③は、捜査供述の信用性を左右するほどの事情ではない。弁護人の指摘を踏まえても、被

告人の捜査供述の信用性に疑いはない。

## (2) 被告人の公判供述

### ア 供述要旨

被告人は、当公判廷において、「令和4年6月2日、出産に疲れてダウンジャケットで包んだ第2子の横で寝たが（この際16℃に設定したエアコンをつけたままにしていたかもしれない。）、目が覚めたら第2子が死亡していた。同月3日の夜にAが自宅に来たが、第2子の死体は、衣装部屋のクローゼットの中で保管していた。同月5日、Aが帰宅した後、自宅から30分から40分ほど歩いて見つけた広場で、ダウンジャケットで包んだ第2子の死体をぬいぐるみ等と一緒にチャッカマンで火をつけて燃やし、骨になったので、自宅に持ち帰り、その骨を食べた。」などと供述する。

### イ 信用性の検討

そもそも第2子の死体を焼いて食べたという点は不自然である。さらに、湿度が高い6月に、燃料を用いずチャッカマンの火力のみで死体が骨だけになるまで燃えるのか、死体を焼くにおいや煙で近隣住民に気付かれないのか、Aが、6月3日から5日までの間、被告人方居室にいながら、エアコンのない衣装部屋に置かれた第2子の死体から発せられる異臭を感じないのかなど、多くの点で疑問がある上、死体を焼いたとされる場所も特定されていない。死体を燃やした際の心情なども具体的に述べられておらず、捜査供述に比べて内容が薄い。

また、被告人において、赤子が自然死したことやその死体を焼くことについて、関連する事項が記載されたウェブページを閲覧した形跡等もない。

被告人の公判供述を前提にすると、被告人は生まれたばかりの第2子が手元におり、第2子をどうするかも決めないまま、同僚のDには翌日出勤する旨のメッセージを、Cには第2子を信頼できる友人に預けた旨の内容虚偽のメッセージをそれぞれ送ったところ、その後になって第2子がたまたま死亡し、上記メッセージと辻褄が合う形で事態が収束したことになるが、都合が良すぎる。

被告人は、前記のとおり、Aに対し、同僚のBが生まれた子の首を絞めて殺害し、ゴミ袋に入れて捨てたという内容虚偽の話をしているが、自分が実際にしたことと違う話をして、Aの反応を探ることはできない。

なお、被告人の公判供述は、一定の具体性はあるが、全体としてみれば、現実的でないファンタジーともいえる内容であり、被告人がこの程度の作り話をしたとしてもおかしくない。

以上のとおり、被告人の公判供述は不自然かつ不合理であって、信用できない。

### (3) 結論

よって、信用できる被告人の捜査供述等によれば、被告人が第2子を殺害し、その死体を遺棄したと認定できる。

## 4 責任能力について（争点③）

### (1) E医師とF医師の判断要旨

E医師とF医師は、被告人には軽度知的障害という精神障害のほか、猜疑性パーソナリティ特性があるという点では判断が一致している。

他方、E医師は、被告人は、困難が生じると、軽度知的障害に伴う適応能力の乏しさのため、建設的な行動ができず、猜疑性パーソナリティ特性のため、援助希求行動ができない、本件時は出産による極度の疲労も重なり、現実には即した行動を取ることが困難であった、事件は計画性に乏しく極めて短絡的であり、死体遺棄の過程も死体を隠ぺいする意図が見いだせないなどと述べている。

これに対し、F医師は、被告人は、軽度知的障害の中でも比較的軽い部類である、第2子事件、第3子事件とも被告人の動機や行動、違法性の認識は正常心理で説明可能であり、被告人の軽度知的障害は、解決困難な状況に陥ったときの行動の短絡さや自らの行動に対する思慮の浅さという点で、動機の形成を間接的に促進したに過ぎないなどと述べている。

### (2) 第2子事件当時の責任能力

被告人は、第2子事件当時、仕事に就いて自立した社会生活を送っており、Aと

の交際も継続していた。

第2子は、望まない秘密の妊娠・出産であり、経済的な問題やAとの交際を優先させる気持ちから、最終的には第2子を殺さざるを得なくなったもので、動機は行き当たりばったりで短絡的であり、猜疑性パーソナリティ特性の影響もうかがわれるが、軽度知的障害がない人でも、被告人と同じ状況に置かれれば、同じような考えに至る可能性があり、了解可能といえる。

被告人は、事件の最中、AやCらにメッセージを送っているが、相手の立場等に見合ったうそを使い分けている。第2子の死体を近くの民家敷地に遺棄した点は稚拙ではあるが、発覚を恐れて自宅アパートのごみ捨て場や公園に遺棄するのは避けるなど、出産後の疲労の中でそれなりの判断はされている。

心が揺れ動き、葛藤しながら、犯行に及んでいること、犯行後に殺人や死体遺棄に関連する事項を検索したこと、事件翌日にわざわざ遺棄現場に立ち寄り、第2子の死体がどうなったかを確認していたことなどからすれば、自らの行為の善悪も認識できていた。

以上によれば、第2子事件当時、被告人の軽度知的障害により事理弁識能力や行動制御能力が著しく減退まではしておらず、被告人は完全責任能力であったと認められる。

### (3) 第3子事件当時の責任能力

被告人は、第3子の妊娠を誰にも打ち明けられないまま、Aが自宅に来て寝ているときに、アパートの駐車場で第3子を密かに出産するという追い込まれた状況の中で、Aとの交際を優先させる気持ちなどから、第3子も殺すことにしたもので、動機は短絡的ではあるが、了解可能である。

被告人は、上記状況の中で、第3子の頭部を地面に複数回打ち付けるなどして殺害した後、第2子の死体が発見されずに済んだ民家敷地内に第3子の死体も遺棄し、さらに、自宅からキッチンハイター等を持ち出して、駐車場に付着した第3子の血液をふき取ろうとするなど、被告人なりに考えた行動をしていた。

そして、遺棄された第3子の死体が発見された後は、Cに対し、警察の動きを気にして自らの逮捕を懸念・警戒するメッセージを多数送信するなど、自らの行動の善悪も認識できていた。

以上によれば、第3子事件当時、被告人の軽度知的障害により事理弁識能力や行動制御能力が著しく減退まではしておらず、被告人は完全責任能力であったと認められる。

なお、E医師は、被告人が、第2子を殺害したにもかかわらず、反省をすることなく、第3子の殺害を繰り返したことには軽度知的障害の影響が大きい旨指摘する。しかし、被告人は、第2子を妊娠した後は、Aに膣内射精を避けるように言い、不十分ながらも避妊に努めていたし、Aが妊娠に気付いて何とかしてくれるのではないかという期待から、問題解決を先送りにはしていたとも考えられるから、第2子を殺害するなどしながら、第3子を殺害するなどしたからといって、軽度知的障害の影響が大きかったとはいえず、上記判断は変わらない。

(法令の適用)

## 1 罰条

第1の1及び第2の1の各行為 いずれも令和4年法律第68号(以下「整理法」という。)441条1項により同年法律第67号2条による改正前の刑法(以下「旧刑法」という。)199条

第1の2及び第2の2の各行為 いずれも旧刑法190条

## 2 刑種の選択

第1の1及び第2の1の各罪 いずれも有期懲役刑を選択

## 3 併合罪の処理

旧刑法45条前段、47条本文、刑法10条(ただし、同条1項は旧刑法)(刑及び犯情の最も重い第2の1の罪の刑に法定の加重)

4 未決勾留日数の算入

刑法 21 条

5 訴訟費用の不負担

刑事訴訟法 181 条 1 項ただし書

(量刑の理由)

被告人は、周囲に相談できずに第 2 子を出産し、これを殺害するなどしたのに、再び周囲に相談できずに第 3 子を出産し、これを殺害するなどして、重大な犯行を繰り返した。犯行態様は、母である被告人が出産したばかりの抵抗できない子 2 人を自ら手に掛けて殺害し、ゴミ袋に入れて遺棄したもので、残忍といわざるを得ない。いうまでもなく、2 人の子が亡くなった結果は重大である。子は親を選べないのに、被告人は、子の気持ちを考えず、いずれも A との交際継続を優先させて犯行に及んだもので、身勝手である。他方で、A は、被告人を繰り返し妊娠させておきながら、これに気付かず、思いやりに欠ける言動をしたため、被告人は妊娠を打ち明けられなかった。そして、周囲に助けを求めることが難しく問題を放置しがちという被告人の特性等もあいまって、周囲に相談できずに出産し、1 人で問題を抱え込んで犯行に至った。A にも責任の一端はあり、本件の責任を被告人だけに負わせるのは相当ではない。

このような被告人がした行為に関する事情を踏まえ、同種事案（処断罪＝殺人、動機＝嬰兒殺）の量刑傾向も参照すると、本件は、検察官の求刑ほどには重くないが、なおかなり重い部類に属するといえる。

そして、行為以外の事情をみると、被告人の軽度知的障害等を踏まえると、真の反省の気持ちは、刑ではなく社会の中で培われるべきであり、被告人が不合理的な弁解をしているからといって刑を加重するのは適切ではない。

被告人には、まずは自らが犯した罪の重さに応じた償いをさせるべきであり、そのために主文の刑を量定した。その上で、刑を終えた後は、被告人を受け入れる社会の側で、適切に医療や福祉を行い、多くの人に関わって被告人の更生をサポートし、被告人においても、その中で信頼できる人を探して更生への足掛かりにしていくことが期待される。

(求刑：懲役15年)

令和8年1月15日

宇都宮地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 兒 島 光 夫

裁判官 高 島 由 美 子

裁判官 岸 こ ころ